

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

岐阜県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

(国民健康保険課) 一〇一

岐阜県狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則
麻薬中毒者入院費用徴収規則の一部を改正する規則

(生活衛生課) 一〇一
(薬務水道課) 一〇二

告 示

騒音規制法に基づく騒音の規制地域規制基準に関する告示の一部改正

(環境管理課) 一〇二

道路の区域変更

(道路維持課) 一〇二

都市計画下水道事業の変更認可(公共下水道)

(下水道課) 一〇三

公 示

農地を利用する権利の設定に関する裁定の件
土地改良区の定款の変更認可

(農地整備課) 一〇三
(西濃農林事務所) 一〇五

雑 報

「岐阜羽島衛生施設組合次期」ごみ処理施設整備事業」に係る環境影響評価書の公告

(環境管理課) 一〇五

規 則

岐阜県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十二号

岐阜県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則(平成三十一年岐阜県規則第九号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第三号様式から別記第七号様式までの規定中「四」を削る。
附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十三号

岐阜県狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県狂犬病予防法施行細則(昭和二十五年岐阜県規則第六十五号)の一部を次のよ

うに改正する。

第六条及び別記様式を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

麻薬中毒者入院費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十四号

麻薬中毒者入院費用徴収規則の一部を改正する規則

麻薬中毒者入院費用徴収規則（昭和三十九年岐阜県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表備考第一号八を削る。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表備考第一号八を削る改正規定は、令和三年七月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第八十八号

騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準（昭和四十四年岐阜県告示第四百八十六号）の一部を次のように改正し、令和三年三月九日から適用する。

令和三年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

別表神戸町の部第四種区域の項を次のように改める。

第四種区域

大字横井字下新田、大字田字古起、大字安次字竹部島並びに大字西座倉字宮後及び字源場の各全部
大字横井字東田、字中新田、字外新田、字堤外及び字外並新田、大字田字上河原、字外田及び字中河原、大字安次字古起、字林成、字堤外、字午起及び字元屋敷、大字丈六道字古起、字林成、字村北及び字午起、大字末守字上五条野並びに大字西座倉字本郷の各一部

別表安八町の部第四種区域の項を次のように改める。

第四種区域

大森字伊勢沼、字筏場、字松原及び字中沼、森部字高須、氷取字金沼、中字大平、字六反、字南山田、字坊野、字豊割、字北山田、字不納場及び字寺家、牧字新長田、字南川及び字南長田、南今ヶ淵字東沼、大野字山起、外善光字山田並びに南條字自分及び字草野の各一部

別表北方町の部第三種区域の項中「並びに大字高屋石末三丁目」を、「大字高屋石末三丁目」に改め、「字榎町」の下に「、曲路四丁目並びに曲路東三丁目」を加え、「字西石仏南ノ町」を「及び字西石仏南ノ町」に、「並びに伊勢田二丁目」を「伊勢田二丁目並びに曲路東二丁目」に改める。

岐阜県告示第八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年三月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
-------	-----	-----	--------	-------------	----------	----

県道 岐 阜 県 関ヶ原線		本県市宗慶字宮前一四七番一地从先から	前	二五〇 三・二	三六〇
同 市 同 字 大塚前四四九番一地从先まで	後	二五八 四・八	三六〇		

岐阜県告示第九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により大垣都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和三年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
大垣市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
大垣都市計画下水道事業 大垣市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和三十三年三月二十七日から
令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により岐阜都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和三年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
笠松町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
岐阜都市計画下水道事業 笠松町公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和六十三年十二月二十三日から
令和八年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

公 示

農地を利用する権利の設定に関する裁定の件
農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により農地を利用する権利を設定する旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により、次のとおり公告する。

令和三年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 裁定に係る農地の所在及び地番等

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）	所有者等の情報
養老郡養老町金屋二丁目三番七	田	一一五	伊藤 幸一郎 大橋 善吉 今津 太呂久 大橋 孫三郎 伊藤 彦三郎 大橋 桂次郎 今津 政一

養老郡養老町直江字広面二四八五番二四	田	三・四五	杉野 清五郎	養老郡養老町直江字野割二五七六番二七	田	五九	浅野 良諦
養老郡養老町直江字広面二四八五番二三	田	一三	小野 宇三郎	養老郡養老町直江字野割二五七六番二六	田	六・六一	浅野 良諦
養老郡養老町直江字広面二四八五番二二	田	一六	小野 宇三郎	養老郡養老町直江字野割二五七六番二三	田	一七八	高橋 基右之門
養老郡養老町直江字広面二四八五番二一	田	六・六一	小野 宇三郎	養老郡養老町直江字野割二五七六番二二	田	九九	高橋 基右之門
養老郡養老町直江字広面二四八五番二〇	田	一三	小野 宇三郎	養老郡養老町直江字野割二五七六番二一	田	九・九	高橋 基右之門
養老郡養老町直江字広面二四八五番一九	田	一九	小野 宇三郎	養老郡養老町直江字野割二五七六番二〇	田	一〇九	高橋 基右之門
養老郡養老町直江字広面二四八五番一八	田	三六	田中 ひとさ	養老郡養老町直江字野割二五七六番一九	田	二三	松井 糸次
養老郡養老町直江字広面二四八五番一七	田	三九	杉野 休四郎	養老郡養老町直江字野割二五七六番一七	田	一三	西脇 彦吉
養老郡養老町直江字広面二四八五番一六	田	九・九一	杉野 眞七	養老郡養老町直江字野割二五七六番一六	田	二八〇	高橋 太助
養老郡養老町直江字広面二四八五番一五	田	三九	杉野 眞七	養老郡養老町直江字野割二五七六番一五	田	三三〇	高橋 太助
養老郡養老町直江字広面二四八五番一四	田	二三	杉野 眞七	養老郡養老町直江字野割二五七六番一四	田	一六五	高橋 太助
養老郡養老町直江字広面二四八五番一三	田	一六	杉野 眞七	養老郡養老町直江字野割二五七六番一三	田	二二	清水 辰五郎
養老郡養老町直江字広面二四八五番一二	田	九・九一	清水 みす	養老郡養老町直江字野割二五七六番一二	田	四二	清水 辰五郎
養老郡養老町直江字広面二四八五番一一	田	九・九一	清水 みす	養老郡養老町直江字野割二五七六番一一	田	二六	清水 こと
養老郡養老町直江字広面二四八五番一〇	田	二九	清水 醸造	養老郡養老町直江字野割二五七六番一〇	田	九・九	清水 こと
養老郡養老町直江字広面二四八五番八	田	四九	松井 盛一	養老郡養老町直江字野割二五七六番八	田	六・六	清水 こと
養老郡養老町直江字広面二四八五番七	田	一七二	杉野 正道	養老郡養老町直江字野割二五七六番七	田	一三	清水 こと
養老郡養老町直江字広面二四八五番六	田	三三八	水野 幸三子	養老郡養老町直江字野割二五七六番六	田	三六	清水 こと
養老郡養老町直江字広面二四八五番五	田	三五〇	今津 東作	養老郡養老町直江字野割二五七六番五	田	三三	清水 こと
養老郡養老町直江字広面二四八五番四	田	四九	清水 栄吉	養老郡養老町直江字野割二五七六番四	田	七二	清水 こと
養老郡養老町直江字広面二四八五番三	田	三三	清水 栄吉	養老郡養老町直江字野割二五七六番三	田	一九	清水 こと
養老郡養老町直江字広面二四八五番二	田	三三	清水 栄吉	養老郡養老町直江字野割二五七六番二	田	二三	清水 こと
養老郡養老町直江字広面二四八五番一	田	三三	西脇 由太郎	養老郡養老町直江字野割二五七六番一	田		

養老郡養老町直江字野割二五七六番二八	田	一五	浅野良諦
養老郡養老町直江字野割二五九六番九	田	一九	清水こと
養老郡養老町金屋字太夫田八〇九番	田	三三三三	岩永藤市

二 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
賃借権	令和三年五月一日	利用権の始期から令和二十二年十一月三十日まで	二万三百円

三 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

一般社団法人岐阜県農畜産公社 理事長 宗宮 正典
岐阜市数田南五丁目一四番一、二号

四 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに岐阜県方法務局（大垣支局）に補償金を供託する。
補償金の還付について

五 農地の所有者等は、岐阜県方法務局（大垣支局）において、補償金の還付を受けることができる。

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和三年三月九日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
養老町大巻土地改良区	令和三・二・二五

雑報

「岐阜羽鳥衛生施設組合次期ごみ処理施設整備事業」に係る環境影響評価書の公表

岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）第二十二条の規定により環境影響評価書を作成したので、同条例第二十三条第一項及び第四十六条第一項の規定により、次のとおり公告します。

令和三年三月九日

羽鳥市長 松井 聡

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名 称 岐阜羽鳥衛生施設組合

2 代表者の氏名 管理者 岐阜市長 柴橋正直

3 主たる事務所の所在地 岐阜市境川五丁目一四七番地

二 対象事業の名称及び種類

1 名称 岐阜羽鳥衛生施設組合次期ごみ処理施設整備事業

2 種類 廃棄物処理施設の建設（岐阜県環境影響評価条例対象事業）

高層工作物又は高層建築物の建設（岐阜県環境影響評価条例対象事業）

三 評価書及び評価書要約書の写しを縦覧に供する場所、期間及び時間

1 縦覧場所

岐阜県庁（六階 環境生活部環境管理課内）、岐阜市役所（南庁舎二階 環境部環境政策課内）、大垣市役所（二階 生活環境部環境衛生課内）、羽鳥市役所（一階 建設部都市計画課内）、海津市役所（西館一階 市民環境部環境課内）、岐南町役場（二階 住民経済教育部経済環境課内）、笠松町役場（二階 企画環境経済部環境経済課内）、輪之内町役場（一階 住民課内）、安八町役場（二階 住民環境課内）、岐阜羽鳥衛生施設組合（し尿処理施設二階 施設建設推進課）

2 縦覧期間 令和三年三月十日（水）から令和三年四月八日（木）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

3 縦覧時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで（岐阜市役所は、午前八時四十五分から午後五時三十分まで）

四 インターネットによる公表

評価書は羽島市ホームページ (<https://www.city.hashima.lg.jp>) においてご覧いただけます。

五 問合せ

羽島市役所建設部都市計画課

電話 〇五八(三九二)一一一一(内線二二三五)

FAX 〇五八(三九二)八三三八

令和三年三月九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社